

連結超過利子額の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

別表十七の二三
平二五・四・一以後開始連結事業年度分

連結調整所得金額 (別表十七の二(二)「21」)	1	円	関連者純支払利子等の額 (別表十七の二(二)「8」)	3	円
(1) × 50%	2		(2) > (3) の場合 (2) - (3)	4	
連結事業年度	連結超過利子額 (前期の(9)又は(15))	調整対象連結超過利子額 に係る当期損金算入額 (各連結法人の対象連結 事業年度の別表十七の二 (三)付表「26」の合計)	差 引 (5) - (6)	当期損金算入額 (当該連結事業年度の (7)又は(4) - 当該連結 事業年度前の(8)の合計 額のうち少ない金額)	翌期繰越額 (7) - (8)
	5	6	7	8	9
・ ・	円	円	円	円	
・ ・					円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
計					
当 期 分 (別表十七の二(二)「29」)					

連結超過利子当期損金算入額 ((6)の計) + ((8)の計)	10	円
--------------------------------------	----	---

連結超過利子額の調整計算

連結事業年度	調整前の 連結超過利子額 (前期の(9))	連結納税の 開始に伴うみなし 連結超過利子額 (別表十七の二(三) 付表二「3」の計)	連結超過利子額の調整額		連結超過利子額 (11) + (12) + (13) - (14)
	11	12	加 算 額 (別表十七の二(三)付表 二「6」の計) + 「16」の計)	減 算 額 (別表十七の二(三) 付表二「17」の計)	
・ ・	円	円	円	円	円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

別表十七の二(三) の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が措置法第68条の89の3《連結超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「連結超過利子額 (前期の(9)又は(15)) 5」は、調整対象連結事業年度（措置法第68条の89の3第3項各号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度及び同条第4項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下同じ。）にあつては「前期の(9)又は」を消し、調整対象連結事業年度以外の連結事業年度にあつては「又は(15)」を消します。
- 3 「連結超過利子額の調整計算」の各欄は、調整対象連結事業年度に該当する場合に記載します。